

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞（退職金専用定期貯金）

（平成 30 年 7 月 2 日現在）

商品名	・退職金専用定期貯金（単利型） 愛称：満開
ご利用いただける方	・退職金の受取日から 1 年以内にお預け入れいただける個人の方で、下記のいずれかに該当する方。 （１）島根県内に在住の方 （２）島根県内に勤務されている方 （３）島根県内に定住予定の方 （１年以内に退職されたことが確認できる書類を確認させていただくことがあります。）
期 間	・定型方式 1 年 ・自動継続（元利金継続）でのお取扱いとなります。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・一括預入 ・1 万円以上 ※他金融機関からの預け替え資金も対象とします。 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示金利に次の金利を上乗せした約定利率を初回満期日まで適用します。 【年金の受取りを当 J A に指定された方（予約を含む）】 預入時の店頭表示金利 + 0. 5 0 % ※ご予約時に当 J A 指定の「年金予約申込書」をご記入いただきます。 【上記以外の方】 預入時の店頭表示金利 + 0. 3 0 % ・自動継続後の適用金利は、スーパー定期貯金＜単利型＞の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20. 315 %（国税 15. 315 %、地方税 5 %）※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0. 5 % を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 50 %
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店金融部統括課（電話：0 8 5 2 - 3 5 - 9 0 3 1）にお申し出ください。当 J A では規則の制定

	など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融部統括課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 ・広島弁護士会（電話：082-225-1600） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aしまね